

# 監 査 報 告 書

令和5年6月19日

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター  
理事長 戸 館 弘 幸 様

監 事 三 上 藤 雄



監 事 菅 原 繁 雄



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第17期事業年度の業務全般について監査を行いました。

その結果について、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

監事は、重要な会議に出席するほか理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計帳簿等の調査を行い、業務報告書、財務諸表及び決算報告書について検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 業務報告書は、業務が法令、定款、業務方法書及び中期計画等に則り、適正に実施されていることを示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び損益計算書は、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) キャッシュ・フロー計算書は、地方独立行政法人岩手県工業技術センターのキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類は、指摘すべき事項はありません。
- (6) 行政コスト計算書は、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの行政コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 純資産変動計算書は、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの純資産の変動の状況を正しく示しているものと認めます。
- (8) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (9) 決算報告書は、指摘すべき事項は認められません。
- (10) 業務報告書、財務諸表及び決算報告書に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為は認められません。

以 上